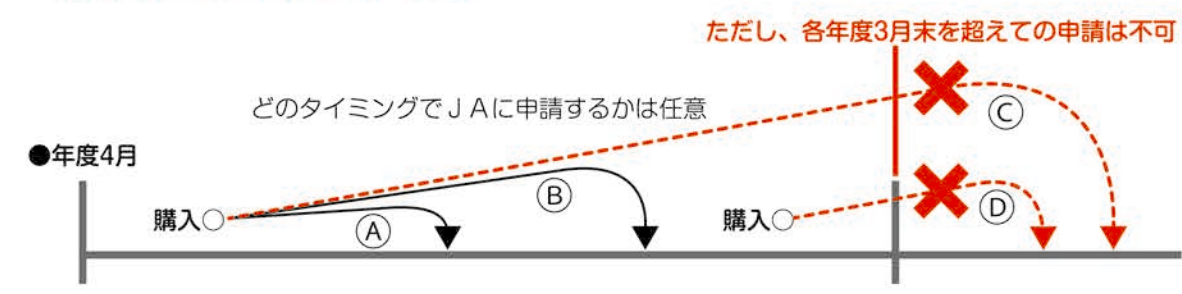


助成にあたっての注意事項

- ①～④の事業の助成対象となる方は、農林業センサスに定める販売農家※の方であり、専従者給与受給者は対象外となります。
※経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の農業者
- ①～④の事業の申請にあたっては、「領収書の氏名」、「確定申告書等の氏名」、「助成金入金口座の名義人氏名」が同一である必要があります。
(例) Aさんが農機を買い、その領収書を持って息子であるBさんが申請を行う→×
Bさんが農機を買い、領収書もBさんがもらったが、確定申告を行っているのは父親のAさん→×
- ①～④の事業については、4/1～3/31を一年度とし、領収書が属する年度中しか申請ができません。
(例) ①2019年4月 1日に農機を買い、2019年5月 1日に助成金を申請した。→○
②2019年4月 1日に農機を買い、2020年3月31日に助成金を申請した。→○
③2019年4月 1日に農機を買い、2020年4月 1日に助成金を申請した。→×
④2019年3月31日に農機を買い、2020年4月 1日に助成金を申請した。→×
⇒3月末をまたがないよう、申請をお願いします。

申請スケジュールイメージ図



- ①～④の事業については、助成総額に上限がございますので、多数の申請があった場合には、助成要件を満たしていても、助成額が減額されるまたは助成が受けられない場合があります。
- ②と③、②と④の事業については、同一機材に対する併用ができませんのでご注意ください。
- ご利用にあたっては、それぞれ対象要件・審査がございます。

JAグループ神奈川の主力となる農業資金

その作業、負担軽減しませんか？

JA農機ハウスローン



農業のコメ、育みます。

- 応援1 軽トラックの購入にも！
- 応援2 大型農業機械の購入にも！
- 応援3 農業用の井戸・水道の設置にも！
- 応援4 ハウスの建設費用にも！
- 応援5 小型農業機械の購入にも！
- 応援6 作業所・倉庫の設置にも！

※一定の条件のもとで、1か月以内の支払い済み資金にも対応いたします。
※詳細は、お近くのJA店舗までお問い合わせ下さい。

ホームページ・店舗検索

ホームページ検索

<https://www.jabank-kanagawa.jp/>



お近くの店舗検索

<https://map.jabank.org/>



JAグループ神奈川

農業所得増大・地域活性化

応援プログラム BOOK

実施期間
2019年4月1日～
2022年3月31日

- 有害鳥獣対策費用助成事業
- 農機等取得費用助成事業
- かながわスマート農業応援事業
- かながわ畜産応援事業
- 農業法人化支援事業
- 新規就農応援事業
- 利子補給事業
- 保証料助成事業

さまざまな事業で農家の皆さまを支援いたします！

JAグループ神奈川

2019年4月1日現在

応援MENU

- 1 有害鳥獣対策費用助成事業
有害鳥獣対策にかかる電気柵や函罾等の購入および設置費用を、助成金で支援
- 2 農機等取得費用助成事業
規模拡大や、作業効率向上のために取得する農機、加工機械を購入する費用を助成金で支援
- 3 かながわスマート農業応援事業
営農にかかるICTシステム導入等の費用（設置費用含む）を助成金で支援
- 4 かながわ畜産応援事業
分娩監視システムや自動給餌機等の導入費用（設置費用含む）を助成金で支援
- 5 農業法人化支援事業
国の行う法人化助成事業対象法人を助成金で支援
- 6 新規就農応援事業
新規就農者や研修受入先に対し、営農費用の一部を助成
- 7 利子補給事業
借入の際に発生する利息の一部を軽減し、より低利での借入を支援
- 8 保証料助成事業
借入の際に発生する保証料を助成し、農業経営の安定化・効率化を支援

事業の詳細については中面をご覧ください。

JAグループ神奈川は8つの助成事業で農家の皆さまを支援します!

1 有害鳥獣対策費用助成事業

有害鳥獣対策にかかる電気柵や函農等の購入および設置費用を助成します。

助成対象者

- 当JA管内に住所を有する農業者※
- 当JA管内に住所を有する農業法人
- JA組合員組織
- 農業者で組織される任意団体
- 有害鳥獣対策協議会

※本事業の対象となる農業者は農林業センサスに定める販売農家（経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の方。）

助成対象費用

物理的防除対策等費用
(電気柵や函農等の購入および設置費用)



助成対象となる機材の一例

電気柵・函農・防鳥ネット、案山子（カカシ）、目玉バルーン、イノシシ等の侵入を防ぐためのワイヤーメッシュ、爆音器、追い払い用の花火 等

必要書類

- 助成対象物の名称が記された領収書の写し
- 補助金・助成金等の受領書、入金通知書等の写し（補助金等の交付を受けている場合）

農業者の方	直近の確定申告書など、販売農家であることが確認できる書類の写し
任意団体	総会資料など、責任者・会計処理がなされていることが確認できる書類の写し
有害鳥獣対策協議会	協議会規約等の写し

助成額

物理的防除対策等費用

組合員 15万円を上限に補助金等控除後総費用の **50%** 組合員以外 5万円を上限に補助金等控除後総費用の **50%**

※総費用には設置にかかる費用も含む。

2 農機等取得費用助成事業

規模拡大や、作業効率向上のために取得する農機・加工機械の購入費用を助成します。

助成対象者

- 当JA管内に住所を有する農業者※
- 当JA管内に住所を有する農業法人
- JA組合員組織
- 農業者で組織される任意団体

※本事業の対象となる農業者は農林業センサスに定める販売農家（経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の方。）

助成対象費用

次の①および②を満たす農機および加工機械の取得費用
①エンジン・モーター等を搭載している、もしくは同様の動力に連動して動かす機械であること
②規模拡大または作業効率向上により農業所得増大を目指すための取得であること

助成対象となる機材の一例

軽トラ、トラクター、刈払機、農機のアタッチメント、精米機、乾燥機、米選別機、計量機、レザーコンテナ、段ボール調整機、肥料散布機、井戸等のくみ上げポンプ、モノレールおよびモノラック 等

助成額

購入本体価格(税抜き)から補助金等を控除した額	①組合員 ②組合員資格を有する農業法人 ③JA組合員組織 ④組合員の農業者で組織される任意団体	左記以外
400万円以上	120千円	40千円
300万円以上～400万円未満	90千円	30千円
200万円以上～300万円未満	60千円	20千円
100万円以上～200万円未満	30千円	10千円
50万円以上～100万円未満	20千円	対象外
20万円以上～50万円未満	10千円	
20万円未満	対象外	

3 かながわスマート農業応援事業

環境モニタリング装置や、環境制御装置、統合環境制御システム購入費用（設置費用含む）を助成します。

助成対象者

- 当JA管内に住所を有する農業者※
- 当JA管内に住所を有する農業法人

※本事業の対象となる農業者は農林業センサスに定める販売農家（経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の方。）

助成対象費用

- ①環境モニタリング装置導入費用（設置費用含む）
- ②環境制御装置および統合環境制御装置導入費用（設置費用含む）



助成対象となる機材の一例

温度・湿度等を見える化する環境モニタリング装置、機能性向上が見込まれるボイラー・加温機、センサー連動の天窓・カーテンの制御盤、露地畑の降雨センサー、センサー連動するCO²施用機、機能性向上が見込まれる環境制御盤 等

①環境モニタリング装置導入費用	組合員 15万円を上限に補助金等控除後総費用の 50%	組合員以外 5万円を上限に補助金等控除後総費用の 50%
②環境制御装置および統合環境制御装置導入費用	組合員 50万円を上限に補助金等控除後総費用の 50%	組合員以外 5万円を上限に補助金等控除後総費用の 50%

※総費用には設置にかかる費用も含む。

4 かながわ畜産応援事業

分娩監視システムや自動給餌機等の導入費用（設置費用含む）を助成します。

助成対象者

- 当JA管内に住所を有する農業者※
- 当JA管内に住所を有する農業法人

※本事業の対象となる農業者は農林業センサスに定める販売農家（経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の方。）

助成対象費用

下記の機材等の購入および設置費用



助成対象となる機材の一例

分娩監視システム、発情発見システム、分娩監視・発情発見カメラ、搾乳ユニット搬送装置、搾乳ロボット、自動給餌機、哺乳ロボット、バーンクリーナー、バルククーラー

助成額	組合員 50万円を上限に補助金等控除後総費用の 50%	組合員以外 5万円を上限に補助金等控除後総費用の 50%
-----	------------------------------------	-------------------------------------

※総費用には設置にかかる費用も含む。

5 農業法人化支援事業

国の行う法人化助成事業対象法人を支援します。

助成対象者

- 「農業経営力向上支援事業実施要綱」に定める、
- ①農業経営法人化支援事業（法人化）補助金交付決定者
- ②集落営農組織化支援事業（組織化）補助金交付決定者

助成額

- ① **40万円**
- ② **20万円**

6 新規就農応援事業

新規就農者や研修受入先に対し、営農費用を助成します。

助成対象者

- ①新規就農者営農支援事業
就農3年以内の18歳以上45歳未満の新規就農者
- ②新規就農研修支援事業
研修生の受け入れを行う農業者

助成対象費用

農業費用
※本事業の助成を受けるにあたっては、事前申請が必要です。事前申請がない場合、本申請はできませんのでご注意ください。

助成額 ①年間最大**20万円** ②年間最大**12万円**

※一定の要件を満たす場合には年間最大36万円の助成となります。

7 利子補給事業

JAが取り扱うすべての農業資金(公庫資金を除く)について、利子補給を行います。

※貸付条件に合致したすべての方が対象となります。
※商品にはそれぞれ下限利率があり、貸付条件等によって補給率が異なります。
※延滞等が生じた場合、延滞した元金は利子補給対象外となります。
※「JA農機ハウスローン」については、全期間利子補給の対象となります。

補給率

最長10年
最大**1.0%**

8 保証料助成事業

JAが取り扱うすべての農業資金において、県農業信用基金協会の保証が付された場合の一括前払い保証料を全額助成するものです。

一度お支払いいただいた後、全額助成いたします。

※一括前払い以外の方法により支払われた保証料については、助成の対象なりません。

実質保証料

0円